

事務事業名		在宅歯科診療事業			担当	健康福祉部健康増進課成人健康係		
政策名		C 思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり			電話番号	0285-83-8122		
施策名		6 健康づくりの推進			☐ 実施計画上の主要事業			
関連個別計画					事業期間	☐ 単年度のみ		
法令根拠		真岡市在宅歯科診療事業実施要綱				☒ 単年度繰返（開始年度平成9年度～）		
予算科目		1. 一般会計4. 衛生費1保健衛生費3保健指導費				☐ 期間限定複数年度（年度～年度）		
事業概要		・平成9年度（平成10年1月）から、65歳以上で在宅で寝たきり状態にあり、歯科診療を受けることが困難な市民に対し歯科診療の確保、口腔状態の改善を図るために実施する。（ただし、指示理解・開口保持・うがいが可能であることを条件とする。）診療業務：市歯科医師会に委託する。担当スタッフ：歯科医師・保健師・歯科衛生士。診療に必要な器具・機材：市保有。歯科診療費は保険診療となる。						

1. 現状把握の部（1）事務事業の目的と指標

①手段（主な活動） 28年度実績 ・申込者に対し、市で訪問調査し、市歯科医師会に委託。歯科医師の予診調査を実施。その後診療を開始する。 ・申込者数7名中1名は予診調査のみ（内容：口腔衛生指導）、6名は歯科診療実施（診療内容：入れ歯修理2名・入れ歯作成2名・歯髄治療2名） 29年度計画 ・平成28年度同様。	⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移 名称単位25年度(実績)26年度(実績)27年度(実績)28年度(実績)29年度(見込) ア 申込者数人135677 イ ウ エ オ
②対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等 65歳以上の在宅寝たきり者で、歯科医院に通院困難な方。	⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移 名称単位25年度(実績)26年度(実績)27年度(実績)28年度(実績)29年度(見込) ア 65歳以上で通院が困難な人数人357355371378390 イ ウ エ オ
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 在宅寝たきり者の口腔状態の改善と悪化防止。	⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移 名称単位25年度(実績)26年度(実績)27年度(実績)28年度(実績)29年度(見込) ア 電話相談実施者数人72337 イ 訪問指導実施者数人63577 ウ 歯科診療に結びついた人数人43667 エ 歯科診療実施回数回912272328 オ
④結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） 健康な状態で生涯を暮らしてもらう。	⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移 名称単位25年度(実績)26年度(実績)27年度(実績)28年度(実績)29年度(見込) ア 訪問指導等により健康状態が改善した人の割合%100100100100100 イ ウ エ オ

(2) 総事業費の推移				単位	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(見込)
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0
			県支出金	千円	0	0	0	0	0
			地方債	千円	0	0	0	0	0
			その他	千円	0	0	0	0	0
			一般財源	千円	1,030	1,150	1,729	1,651	1,903
			事業費計(A)	千円	1,030	1,150	1,729	1,651	1,903
	人件費		正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1
			延べ業務時間	時間	33	42	105	92	112
			人件費計(B)	千円	134	177	440	382	465
			トータルコスト(A)+(B)	千円	1,164	1,327	2,169	2,033	2,368

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等	
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？	平成9年度から、栃木県歯科保健医療事業費補助金交付要領にもとづき開始し、平成21年度で県の補助事業が終了となるが、在宅寝たきり者で歯科診療が困難な市民に対する歯科診療の機会を確保し、口腔衛生の改善を図ることを目的に、真岡市独自の事業として継続して実施する。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？	・平成19年度に県歯科医師会より、訪問診療協力診療所の名簿が作成された（市内13機関登録） ・県歯科医師会において、平成27年4月1日より、歯科医院へ通院困難な方の在宅歯科に関する相談・診療依頼を受ける「とちぎ在宅歯科医療連携室」が開設された。県内全域の電話相談窓口が設置された。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	・利用者：訪問による歯科診療により、今まで食べられなかったものが、食べられるようになり、体力が増した。また、口腔機能のトラブル解消や機能向上になったとの声が聞かれる。 ・歯科医師：歯科診療は、口腔バキュームや歯をけずる機械など専用の機器が必要であり、歯科医師個人の努力では対応できないので、市と協力して実施していきたい。

2. 1 次評価の部 *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか？ ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか？	☒ 結びついている ☐ 見直し余地がある 広範囲な歯科診療を受ける機会を提供することは適切な医療の確保を目指す、市の施策に結びつく
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか？ ・税金を投入して達成する目的か？	☒ 妥当である ☐ 見直し余地がある 寝たきりで通院が困難な高齢者に対し、口腔状態の改善を図り、安心できる生活を支援することは、市の役割であり妥当である。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか？ ・意図を限定・拡充すべきか？	☒ 適切である ☐ 対象を見直す必要がある ☐ 意図を見直す必要がある 在宅で寝たきりの高齢者に対する口腔状態の改善を目的とした事業であり、対象者・意図は適切である。
有効性 評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか？ ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか？ ・何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地はない ☐ 向上余地がある 在宅で歯科診療可能な高齢者を対象に実施しているので向上の余地がない。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響がある ☐ 影響がない ・在宅で寝たきりの高齢者に対する歯科治療ができなくなるので廃止・休止はできない。
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか？	☐ 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） ☒ 類似事業はない
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか？	☐ 他の事業と統合・連携ができる ☐ 他の事業と統合・連携できない
効率性 評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか？ （仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の経費で実施しているので、削減はできない。
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？ ・成果を下げずに正社員以外の職員や委託でできないか （アウトソーシングなど）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の人件費で実施しているので、削減はできない。
公平性 評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか？ ・受益者負担が公正・公平になっているか？	☒ 公正・公平である ☐ 見直し余地がある 65歳以上の寝たきり者全員が対象であるので公平・公正である。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） ☐ 廃止 ☐ 見直し（ ☐ ：目的妥当性 ☐ ：有効性 ☐ ：効率性 ☐ ：公平性） ☐ 統合 ☒ 継続	(3) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																					
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							
(2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？																								

4. 事務事業の 2 次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1 次評価結果の客観性と出来具合 ☐ 記述説明不足（説明責任不充分） ☐ 評価内容が客観性を欠く ☒ 評価内容は客観的と言える		(5) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																						
			削減	維持	増加																				
成果	向上																								
	維持		○																						
	低下																								
(2) 2 次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																									
(3) 2 次評価者として判断した今後の事業の方向性 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☒ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）	(4) その他 2 次評価会議で指摘された事項																								